

様式第3号(第4条関係)

自家用車公務使用登録(変更)通知書

年 月 日

様

堺市立 学校(園)長 印

年 月 日付けで申請のあった車両について、堺市立学校職員の自家用車の特例的公務使用に関する要綱第4条第2項の規定により次の条件を付けて公務使用を承認し、登録したので、同条第3項の規定により通知します。

【条件】

- 1 公務使用中に事故等が発生した場合は、速やかに校園長に報告すること。
- 2 公務使用中に事故等により第三者に損害を与えた場合は、当該職員が契約を締結している自賠責保険及び任意保険により対応すること。
- 3 公務使用中の事故等による職員の自家用車の損害については、当該職員の責任の下に対応すること。
- 4 堺市立学校職員の自家用車の特例的公務使用に関する要綱第4条第4項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は承認の条件に違反したときは、登録を取り消すことがある。